

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十五年十月二十八日第二百五十二号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

	第一号	取消番号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定の取消しに係る道路の種類
指定の取消しの日	平成三十年十二月十四日	指定の取消しの日
指定の取消しに係る道路の位置	<p>(当初地番) 埼玉県南埼玉郡宮代町字川端四百九十三番の十六、四百九十三番の十九 (現況地番) 埼玉県南埼玉郡宮代町川端四丁目四百九十三番の十六、四百九十三番の十の一部、四百九十三番の四十五の一部</p>	指定の取消しに係る道路の位置
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	二十七・六〇	指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇〇	指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)